

令和3年度

栃木県職業訓練実施計画

総合計画

栃木県
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
栃木労働局

令和3年度栃木県職業訓練実施計画

令和3年2月25日

栃木県

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

栃木労働局

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「支援法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する、支援法第4条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）や、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等について、栃木労働局、栃木県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「支援機構」という。）が一体となって特定求職者を含む求職者に対する職業訓練受講の機会を十分に確保するため、職業訓練の実施に関し、重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

近年、県内経済は緩やかな回復基調にあり、雇用情勢は着実に改善していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う緊急事態宣言による社会経済活動の停滞が、様々な影響を及ぼしている。県内の労働市場の状況をみると、令和2年12月の有効求人倍率（季節調整値）は1.01倍と、6か月ぶりに1倍を超えたものの、有効求人数（原数値）は、前年同月比17.1%減少と、17か月連続して前年同月比減少している。また、有効求職者数（原数値）は7か月連続で前年比増加しており、このような状況から、『雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、弱い動きが続いている。』との判断を9か月連続維持している。今後も、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響により一層注意する必要がある。

中長期的には、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、県内の経済・産業活動の持続的な成長のためには、働き方改革の推進等を通じた労働者の処遇改善、長時間労働の是正、安全で健康に働くことができる職場づくり、柔軟な働き方がしやすい環境整備、雇用吸収力、付加価値の高い産業への転換・再就職支援、人材育成の強化・人材確保対策の推進などにより、労働環境の整備・生産性の向上を図ることが課題である。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響によるデジタル化の進展や労働市場の不確実性の高まり、労働者の職業人生の長期化など、労働者を取り巻く環境

が大きく変化していく中で、若年者や就職氷河期世代の職業能力向上を図り、安定的な雇用への円滑な移行を促進するため、情報通信分野等の人材需要の高い分野をはじめとする離職者の再就職の実現に資する公的職業訓練を実施することが重要である。また、出産等でキャリアを中断した女性の再就職を支援するための託児サービス付き訓練やリカレント教育の拡充、高齢者の継続雇用や再就職に向けた職業能力開発への支援等、多様な人材が活躍できる社会の実現に向けて、地域の特性や人材育成ニーズに合致した多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

(2) 令和2年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和2年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- ・公共職業訓練（学卒者訓練） 309名（令和2年度新規入校者数（専門課程102・応用課程100名・普通課程107名））
- ・公共職業訓練（離職者訓練） 1,559名（令和3年1月末現在）
- ・求職者支援訓練 183名（令和3年1月末現在）

令和2年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・公共職業訓練（学卒者訓練）

専門課程	100%	（令和3年1月末現在の就職内定率）
応用課程	100%	（同上）
普通課程	86.8%	（同上）
- ・公共職業訓練（離職者訓練）

施設内訓練	機構分	77.6%	・ 県分	41.2%	（令和3年1月末現在）
委託訓練		73.4%			（同上）
- ・求職者支援訓練

基礎コース	54.2%	（令和3年1月末現在）
実践コース	60.6%	（同上）

注）公共職業訓練（離職者訓練）、求職者支援訓練は、令和2年4月以降に開始したコースの、終了後3か月後の雇用保険適用相当就職の実績。

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 実施方針

県内の雇用情勢は、弱い動きが続いており、先行指数である新規求人数（原数値）は、前年同月比 10.0%減少と、12 ヶ月連続して前年同月比減少している。特に、主幹産業である製造業においては、世界的なサプライチェーンの停滞や取引先の減産体制等による受注減に加え、新型コロナウイルス感染症の長期化による先行き不透明感等から、22 ヶ月連続して対前年同月比減少となっている。一方、依然として医療・介護を中心とした慢性的な人手不足がある。求職者については、在職中の者が減少し、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされる者が増加傾向で推移することが想定されるため、人材需要の高い分野をはじめとする離職者の再就職の実現に向けた公的職業訓練を実施するとともに、ものづくり現場の戦力となる若年技能労働者を育成するための生産性向上訓練等、産業界や地域の人材ニーズに合致した多様な職業能力開発の機会の確保・提供に努めるものとする。

また、栃木県内における公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練について、一体的に計画を策定する。

さらに、栃木労働局、栃木県及び支援機構をはじめとする関係地方自治体、訓練実施機関・団体や労使団体等の幅広い連携・協力関係を密にし、総合的に人材育成に取り組んでいくこととする。

(2) 離職者訓練の対象者数等

ア 施設内訓練

- 施設内訓練については、令和3年度は栃木県全域で 20 科 818 名 の訓練定員で実施する。
- ものづくり分野における求人状況を踏まえて訓練内容を常に見直し、企業が求める技能・技術を訓練生に習得させると共に、キャリア・コンサルティングを通じ、企業人として相応しい人格形成を図っていく。
- 施設内訓練については、就職率 80%以上を目指す。

実施主体	実施施設	科数	定員
県	県北産業技術専門学校	4	115
	県南産業技術専門学校	5	105
支援機構	栃木職業能力開発促進センター	11	598
	(うち日本版デュアルシステム)	(2)	(60)

イ 委託訓練

- ・民間教育訓練機関等に委託する訓練については、栃木県全域で 103 コース 1,184 名 の訓練定員で実施する。
- ・労働局、関係機関との一層の連携を図り、地域の求人・求職ニーズに応じた離職者の就職促進に資する訓練科目を設定していくと共に、介護・建設など人手不足分野における職業訓練の設定に取り組んでいく。
- ・これらの取組により就職率 75%以上を目指す。

長期コース

訓練分野	コース数	定員数
介護福祉士科	11	34
保育士科	9	17
栄養士科	2	15
観光ビジネス科	5	5
情報処理科	4	4
パティシエ科	4	5
計	35	80

短期コース

訓練分野	コース数	定員数
事務系分野	40	635
情報系分野	9	165
(うち、IT 活用力習得コース)	1	15
介護系分野	17	274
その他の分野	2	30
(うち、大型自動車一種コース)	1	10
計	68	1,104

(うち、託児付き訓練 5 コース)

(3) 学卒者訓練の対象者数等

- 学卒者訓練については、県央産業技術専門校において普通課程2年制 9科 350名の訓練定員、及び関東職業能力開発大学校において専門課程2年制 4科 190名、応用課程2年制 4科 180名の訓練定員で実施する。
- 新時代を担う実践技能者の養成を目標とし、企画力や創造力、問題解決能力の涵養を図るよう配慮するとともに、地域ニーズを取り入れた教科指導計画を策定し、産業構造の変化等に柔軟に対応できるような職業訓練を実施する。
- 就職率100%を目指す。

県央産業技術専門校	定員
機械技術科	70
制御システム科	40
自動車整備科	40
建築設備科	40
ITエンジニア科	20
情報ネットワーク科	20
金属加工科	40
電気工事科	40
木造建築科	40
総 計	350

関東職業能力開発大学校		定員
専 門 課 程	生産技術科	50
	電気エネルギー制御科	40
	電子情報技術科	60
	建築科	40
応 用 課 程	生産機械システム技術科	50
	生産電気システム技術科	40
	生産電子情報システム技術科	50
	建築施工システム技術科	40
総 計		370

(4) 障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

- ・ 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練については、栃木県全域で 2 コース 52 名の訓練定員で実施する。
- ・ 障害者の職業的自立を支援し、能力の開発・発揮と社会参加の推進を図るため、社会福祉法人等の民間機関への委託により実施する。
- ・ 就職率 55%以上を目指す。

訓練コース名	訓練期間	定員
知識・技能習得訓練コース	2 ヶ月	30
実践能力習得訓練コース	1～3 ヶ月程度	22
総 計		52

(5) 求職者支援訓練の対象者数等

- ・令和3年度においては、非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットの機能が果たせるよう訓練機会を提供することとし、認定訓練規模 886 名を上限とする。
- ・訓練内容としては、社会人スキルと基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）と、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）をバランス良く設定する。
- ・成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとなるよう訓練実施機関の開拓にも努めるものとする。また、育児中で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者等、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定（託児サービス付きコース等）にも努めることとする。
- ・訓練認定規模の割合は、次のとおりとする。
 - イ 基礎コース 訓練認定規模の 45%
 - ロ 実践コース 訓練認定規模の 55%実践コースのうち、介護系、医療事務系及び情報系の重点3分野の割合は、地域の実情に応じて設定するものとし、介護系 20%程度、医療事務系 5%程度、情報系 10%程度を下限の目安とする。
- ・各地域の状況や工夫に応じて独自の訓練分野を設定する地域ニーズ枠については、訓練実績のない地域を優先としたコースを基礎コース、実践コースそれぞれ1コース設定する。
- ・求職者支援訓練のうち、全国職業訓練実施計画に定める上限値以下で次の割合までは、新規参入となる職業訓練を認定する。
 - イ 基礎コース 30%
 - ロ 実践コース 30%
- ・これらにより、雇用保険適用就職率は、基礎コースで 58%以上、実践コースで 63%以上を目指す。

コ ー ス	訓練認定規模
基礎コース (45.8%)	405名
(うち、地域ニーズ枠)	60名
実践コース (54.2%)	481名
(就職氷河期対策実施分)	(20名)
介護系	110名
医療事務系	56名
情報系	50名
営業・販売・事務系	135名
その他の分野	60名
地域ニーズ枠	70名

(注1) 求職者支援訓練は、栃木県職業訓練実施計画に則して、1か月ごと又は四半期ごとに認定する。(栃木県職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。)また、申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、次のとおり認定する。

なお、認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止となった訓練コースの繰越分について、第4四半期においては、基礎コースと実践コース間の振替及び実践コースの他分野へ振替を可能とする。

イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定する。

ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

(注2) 本計画において示した内容は、次に掲げる事項を除き、地域訓練協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。

イ 都道府県別の訓練認定規模を超えてはならないこと

ロ 新規参入枠は必ず設定し、かつ、上に掲げた値を超えてはならないこと。ただし、地域ニーズ枠については、全て新規枠とすることを可能とすること。また、申請単位期間内で新規参入枠以外の設定数(以下、「実績枠」という。)に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。

(6) 在職者訓練の対象者等

- ・在職者訓練については、栃木県全域で2,800名の訓練定員で実施する。
- ・企業の中核的な職業能力を有する人材育成を目的とした短期技術研修で、企業の人材育成ニーズに応じた実践的な知識や技能を体系的に習得できるよう設定する。

実施主体	実施施設	技能向上コース	管理監督者コース
県	県央産業技術専門学校	450名	30名
	県北産業技術専門学校	305名	10名
	県南産業技術専門学校	335名	10名
総 計		1,090名	50名

実施主体	実施施設	実施規模
支援機構	栃木職業能力開発促進センター	650名
	関東職業能力開発大学校	1,010名
総 計		1,660名

- ・生産性向上支援訓練については、上記在職者訓練とは別に、710名の受講者規模で実施する。
- ・企業の生産性向上に必要な生産管理、品質管理、原価管理、物流、IoT、人材育成、マーケティング等に関する知識やスキルを習得するためのオーダーメイド型の職業訓練を実施することにより、労働者一人一人の職業能力開発と企業の人材育成を支援する。
- ・栃木職業能力開発促進センター・関東職業能力開発大学校内に設置した「生産性向上人材育成支援センター」が、専門的な知見やノウハウを持つ民間教育訓練機関等に委託し、企業や事業主団体の課題やニーズに合わせて実施する。

実施主体		実施規模
支援機構	生産性向上支援訓練	710名

4 公的職業訓練の実施にあたり公共職業能力開発施設等が行うべき事項等

(1) 関係機関との連携

- ・ 栃木労働局、栃木県及び支援機構が公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練の訓練規模、分野、時期、地域等について一体的に調整を行うことで、訓練実施者を確保するとともに、適切な職業訓練機会の提供と受講生を確保する。
- ・ 職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、栃木労働局や栃木県はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解と協力が必要である。このため、令和3年度においても栃木県地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた計画的で実効ある職業訓練を推進するとともに、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行うこととする。
- ・ 栃木県地域訓練協議会の下にワーキング・チームを設置し、産業ニーズ等を踏まえてそれぞれの訓練内容の検討を行うとともに、①本計画に基づく具体的実施方策及び連携方策の検討・作成、②広報の方策、③計画の進捗管理、④実績の検証、⑤課題の検討等を行う。
- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの着実な実施等に資するよう、関係機関を通じた周知及び活用促進を図る。

(2) 公的職業訓練の受講生の能力・適性に応じた公的職業訓練の実施及び就職支援の充実

- ・ 公的職業訓練の受講を希望する者に対しては、ハローワークにおけるキャリアコンサルティングを通じ、就職に向け適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ ハローワークは、求職者支援訓練受講者及び職業訓練受講給付金の受給者に対し、個々に就職支援計画を作成し、訓練期間中及び訓練終了後3ヶ月における毎月1回の指定来所日を定め、就職支援計画に沿った求職活動状況の確認と職業相談により早期の就職を支援する。なお、求職者支援訓練の基礎コース終了後、引き続き技能向上のため求職者支援訓練の実践コース又は公共職業訓練（離職者訓練）の受講が必要と思われる者に対しては、関連する訓練情報を提供し円滑な受講に向けた支援を行う。
- ・ 訓練実施機関等は、訓練受講中にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの機会を設け、訓練終了後の求職活動の明確な方向性を示し、訓練実施機関とハローワークが連携し、訓練効果を活かせる求人情報の提供、個別の就職支援など、就職に向けた支援を充実させる。
- ・ 公共職業訓練の訓練実施機関は、訓練受講期間中に安定所来所日（休校日）を設け、受講生に対してハローワークでの職業相談を積極的に勧奨するとともに、訓練終了時及び訓練終了3ヶ月後における訓練受講者の就職状況等の情報を労働局へ提供することにより、ハローワークと連携した就職支援に取り組むこととする。
- ・ 訓練終了後は、訓練実施機関による独自の就職支援を行うほか、ハローワークにおいても訓練実施機関が訓練終了時に交付したジョブ・カード（評価シートを含む）等を活用し、未就職者の就職支援に一層取り組むこととする。

